

行事辨

執翳ノ女孺ニ相副テ事ヲ行フノ職歟、此冠服武禮冠、補襠等大將代ノ冠服ニ同ク見ユ、但佩劔

内記局 外記冠、赤袍、大史、同

中務 内藏 大舍人 大藏 掃部 兵庫頭赤袍、劔、帶、尋常、

佐伯 藏人頭 職事

右之外委細追テ加之

劔璽内侍二人 褰帳女王 同典侍 威儀命婦口人

是等ハ五ッ衣、唐衣、裳袴ヲ服スル歟、何レモ檜扇ヲ以テ面ヲ蔽フ、

執翳女孺六人

右之服冠等、臣下ノ服ハ高倉家ヨリコレヲ調進シテ、御規式畢リテ後、右之御冠服其家ニコレヲ

預ラル、○節略

〔御昇壇記〕

一寶永七年庚寅九月、御即位前ニ付、堂上方爲御裝束料、從關東白銀三千枚賜之、清花以下六位藏

人迄也、各別十七枚宛、

但不勤之輩、幼年之人十枚宛、

〔代始和抄〕御即位事

禮服御覽

禮服御覽の事は、當日に天皇の著御し給ふべき袞冕十二章の御服を天覽ある事也、幼主の時、攝政の直廬にして叙位以下の事をも取行ふなり、袞といふは袞龍の文なり、冕といふは御冠の名なり、十二章といふは、日月星辰山龍華蟲宗彝藻火粉米黼黻已上十二の文を織る衣裳也、但赤衣に、日と月と星と龍とを大袖の繡にせられて、十二をことごとく文とせざるにや、龍の首のま